

業務仕様書

業務名 令和4年度 都心部自転車誘導整理業務

1 業務概要

札幌市内都心部区域及びその周辺区域において、歩道上に駐車している自転車を歩行者等の通行の妨げとならないよう整理すると共に、巡回警備し、口頭又は啓発札の取付けにより、自転車利用者に対し駐輪場への誘導及び駐輪マナー等の啓発を行う。

また、放置自転車対策の一環として、自転車整理にあわせて都心部の放置自転車の台数計測を行う。

2 業務実施場所

札幌市内都心部及びその周辺区域（別添「都心部自転車整理区域図」のとおり）

※ 区域外であっても自転車対策担当課（以下「委託者」という。）の指示により業務を実施する場合がある。

3 履行期間

令和4年4月1日から令和4年11月30日まで

4 業務内容

(1) 配置人員

受託者は、業務従事者に対し、業務着手前に下記(5)の自転車関係法令等に関する研修を行い、その内容を記した報告書及び研修実施中の写真を提出すること（当該報告書の様式は任意）。なお、期間中に業務従事者の変更があった場合についても同様とする。

配置人員数については下表のとおりとする。

4月1日 ～10月31日	別添「都心部自転車整理区域図」に示すA,B,C,D,E,Fブロックに各1名以上。 Gブロックに2名以上。別添重点啓発箇所㊦㊧に各1名以上。計10名以上
11月1日 ～11月30日	別添「都心部自転車整理区域図」に示す各ブロックに各1名以上。 計7名以上

※ 受託者は、委託者との連絡調整や業務従事者への指示のため、上表の業務従事者とは別に責任者及び副責任者をそれぞれ1名配置すること。

(2) 業務実施時間

業務実施時間は以下のとおりとする（業務実施時間には休憩 1 時間を含む）。

4 月 1 日～10 月 31 日

ブロック	実施日	配置人員	業務実施時間	備考
A	全日	1	9:30～18:30	
B,C,D	月曜～金曜	1	8:00～17:00	
	土曜・日曜 ・祝日・振替休日		9:30～18:30	
E,F	全日	1	9:30～18:30	
G	全日 (13:00～16:30の間2名体制)	1	8:00～17:00	
		1	13:00～22:00	20:00以降は、南4西4第1路上駐輪場、南4西4第2路上駐輪場（ラウンドワン前に一時移転中）内の自転車整理業務を優先して行う。

重点啓発箇所	実施日	配置人員	業務実施時間	備考
㊦㊧	全日	1	8:00～17:00	業務内容は下記(3)ア(イ)のとおり

11 月 1 日～11 月 30 日

ブロック	実施日	配置人員	業務実施時間	備考
A,B,C,D	月曜～金曜	1	8:00～17:00	
	土曜・日曜 ・祝日・振替休日		9:30～18:30	
E,F	全日	1	9:30～18:30	
G	全日	1	13:00～22:00	20:00以降は、南4西4第1路上駐輪場、南4西4第2路上駐輪場（ラウンドワン前に一時移転中）内の自転車整理業務を優先して行う。

※ 状況に応じて委託者の指示により、上記の業務実施時間や重点啓発箇所の指定の変更をする場合がある。なお、この場合、業務従事者の実働時間は変更しない。

※ 業務の実働時間には打合せ又は移動等の時間を含む。

(3) 業務の実施

ア 駐輪マナー等の指導及び啓発

(ア) 巡回警備

業務の区域内を巡回し、口頭又は委託者が指定する啓発札等の取付け等により、自転車利用者に対し駐輪場への誘導及び駐輪マナー等の啓発を行う。

各ブロック担当者は、自転車を放置しようとする者を見つけた場合、啓発を行うと共に、最寄りの駐輪場を案内し、自転車を放置させないように努める。

(イ) 重点啓発箇所での業務

上記(2)の重点啓発箇所を担当する従事者は、別添「都心部自転車整理区域図」にて指定する箇所において常駐し、重点的に啓発・案内を行い、当該箇所への自転車の放置を防止すること。また、誘導灯を用いて歩行者等の誘導を行い、安全確保に努めるものとする。誘導灯は受託者が用意すること。

なお、放置自転車の状況に応じて、重点啓発箇所の指定を変更する場合がある。

イ 路上駐輪自転車の整理

歩道上に駐車している自転車のうち、歩行者等の通行の妨げになるものに限り（別途指示する駐輪場内の自転車も含む）整理する。自転車整理にあたっては極力小範囲で行うものとし、自転車の利用者とトラブルにならないよう十分注意すること。万が一、整理作業中に自転車を破損させた場合の賠償については、受託者が一切の責を負うものとする。

ウ 放置自転車台数計測

上記イの路上駐輪自転車の整理を行う際、各ブロックの路上駐輪されている自転車、原動機付自転車、自動二輪車の台数計測を行うこと。計測した数値は月ごとに台数計測報告書（様式4）に入力し、データで提出すること。計測日時は業務開始日から10月31日までの毎日で、15時00分～16時00分の一日一回。

計測する場所は以下のとおり。なお、路上の駐輪場は計測し、路外の駐輪場は計測しない。

ブロック	計測する場所
A	①札幌駅西口高架下～ヨドバシカメラ前の歩道上 ②札幌駅北口東側・西側の歩道上 ③エスタ（ビックカメラ）の南側の歩道上
B,C,D	大通公園より南側の街区の歩道上 ※大通公園内は除く。
E,F,G	全ての街区の歩道上

エ 連絡体制の構築

市民要望対応等のため委託者から臨時に業務指示を行うことがあるので、業務従事者に迅速に指示が伝達できるよう、受託者内での連絡体制を整えておくこと。また、指示を受けた従事者は迅速に対応すること。

(4) 業務に係る提出書類

業務に係る提出書類は下表のとおりとする。なお、下表に掲げる以外にも必要に応じて書類の提出を求める場合がある。

名称	様式	提出日	備考
緊急時連絡体制表	任意	業務着手前、速やかに。	紙資料にて提出すること。責任者・副責任者についてもこれに記載すること。
業務従事者名簿	様式 1		紙資料にて提出すること。なお、期間中に業務従事者が変更となる場合には事前に変更分の業務従事者名簿を提出すること。
研修報告書・研修実施中の写真	任意		紙資料にて提出すること。
日別対応表	様式 2	毎月の業務終了後、速やかに。	電子データ(Microsoft Excel)で提出すること。
業務月報	様式 3		紙資料と電子データ(Microsoft Excel)の両方を提出すること。
台数計測報告書	様式 4		様式 4 をもとに、各街区や道路の形状に合わせた報告書を受託者にて作成すること。電子データ(Microsoft Excel)で提出すること。
業務完了届	様式 5		紙資料で提出すること。
状況写真	任意		毎月 5 日と 20 日に各ブロックで自転車放置が著しい場所を選定し、それぞれ写真を撮影すること。写真については、整理前・整理後の状況がはっきり分かる写真を撮影すること。業務完了届と共に、写真を印刷した紙資料と電子データの両方を提出すること。
業務協議簿	様式 6		協議事項発生時

(5) 主要自転車関係法令

当該業務に係る主な自転車関係法令は以下のとおりである。なお、業務実施にあたってはこれら以外についても関係する法令を順守しなければならない。

- ア 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- イ 札幌市自転車等の放置の防止に関する条例及び同施行規則
- ウ 札幌市自転車等駐車場条例及び同施行規則

(6) 環境配慮

受注者は当該業務の実施にあたり環境に与える負荷について配慮すること。特に次に掲げる事項について実施に努めること。

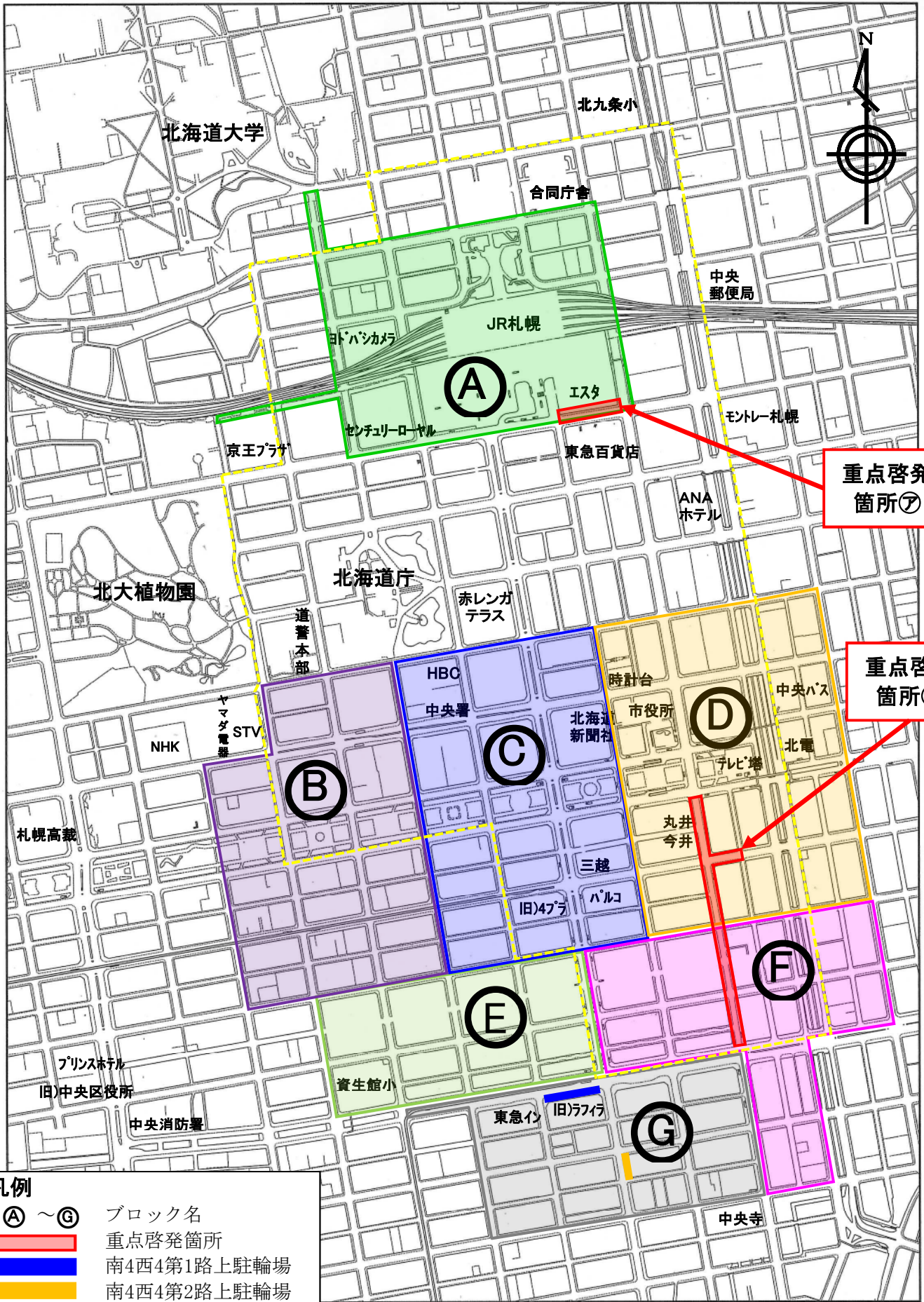
- ア 自動車利用の抑制
- イ グリーン購入の推進（環境に配慮した製品等の購入など）
- ウ 廃棄物の発生及び排出の抑制、再使用、再生利用又は適正処理
- エ 環境法令の順守
- オ 美化活動の推進

当該業務は都市景観の保全も目的としていることから、業務中にも駐輪場内や歩道上のゴミ拾いなど、街の美化活動に協力するよう努めること。また、イベントに係る清掃活動の参加にも努めること。

(7) 業務実施にあたっての留意事項

- ア 市民に誠意ある態度をもって対応し、誤解を招くことがないように細心の注意を払うこと。
- イ ブロック割については、別添「都心部自転車整理区域図」を基本とするが、詳細は委託者と受託者との事前協議により決定する。
- ウ この仕様書に定めのない事項等については委託者と受託者の双方の協議により決する。また、その協議は業務協議簿（様式6）をもって行う。また、市民対応等の報告についても同様式をもって行う。
- エ 本業務に必要な図面及び仕様書等は、受託者からの申請によりデータ形式で提供が可能である。

都心部自転車整理区域図(ブロック)



重点啓発箇所⑦

重点啓発箇所①

凡例

- ① ~ ⑦ ブロック名
- 重点啓発箇所
- 南4西4第1路上駐輪場
- 南4西4第2路上駐輪場
(ラウンドワン前一時稼働中)
- 自転車等放置禁止区域

R4年度 年間スケジュール【都心部誘導整理業務】

2022年4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29 昭和の日	30

稼働日 30日

2022年5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

稼働日 31日

2022年6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

稼働日 30日

2022年7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18 海の日	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

稼働日 31日

2022年8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11 山の日	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

稼働日 31日

2022年9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19 敬老の日	20	21	22	23 秋分の日	24
25	26	27	28	29	30	

稼働日 30日

2022年10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10 スポーツの日	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

稼働日 31日

2022年11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 文化の日	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23 勤労感謝の日	24	25	26
27	28	29	30			

稼働日 30日

4~10月	214日
11月	30日
合計	244日